

マイナ保険証をご利用ください！

令和7年12月2日から

「組合員証及び組合員被扶養者証」は使用できません。

▼マイナ保険証をお持ちでない場合▼

「**資格確認書**」を交付いたします。

これにより、今までの組合員証等と同様に医療機関等の受診が可能です。資格確認書は以下の場合にカードもしくは紙で交付されます。

対象者	提出書類
マイナ保険証の利用登録を行っていない方	被扶養者等申告書 （資格確認書交付要否の欄にチェック） ※新規資格取得・異動・扶養認定時のみ提出
マイナンバーカードまたはマイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方	資格確認書交付申請書 ※被扶養者等申告書を提出した場合は不要
マイナンバーカードを返納した方	
マイナ保険証利用登録を解除したい方	マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書

※資格確認書について、一定期間交付申請がなく職権交付の対象者になった方は、共済組合から交付いたします。

マイナ保険証をお持ちの方は、念のため資格確認書も保有したい、病院にかかりたいがマイナンバーカードを持ち歩きたくない等の理由により申請されても交付することはできません。

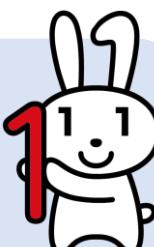
▼マイナ保険証をお持ちの場合▼

新規に採用された組合員の方及び新規で認定された被扶養者の方などには

「**資格情報のお知らせ**」を交付いたします。

皆様の資格情報を簡易に把握するための通知になります。

「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等を受診することはできませんが、医療機関等において、マイナ保険証の読み取りができない等の例外的な場合、マイナ保険証とともに医療機関等に提示することで受診可能となります。



マイナ保険証関連の情報は厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索

